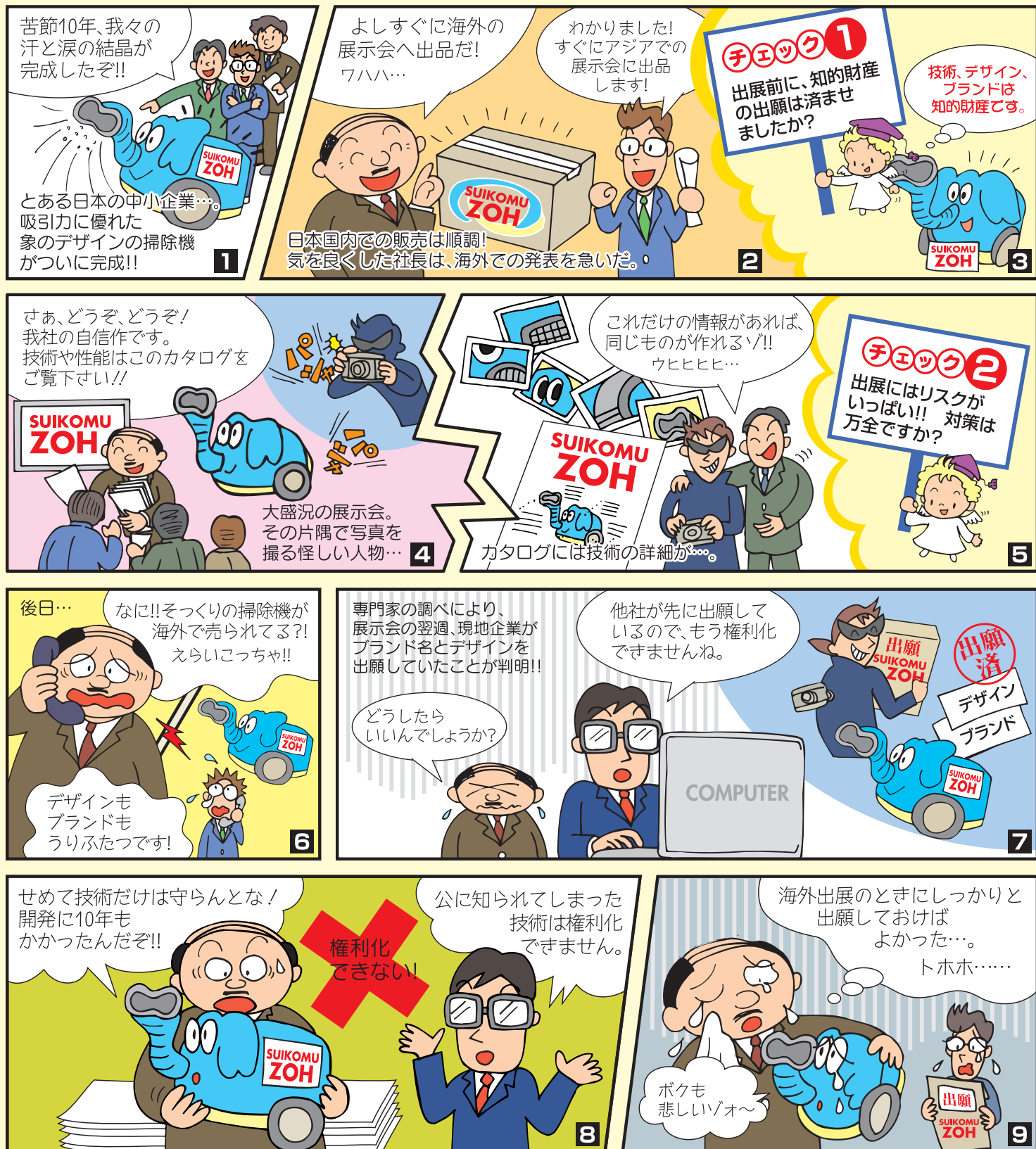


その出展、準備は万全ですか？

無防備な出品の結果、すべてを失った社長…

こんな方はご注意ください！

- ✓ 展示予定の商品について、どの国でどんな権利を取得しているか、把握していない。
- ✓ 技術・デザイン・ブランド名の権利は、日本では取得済みだが、海外では取得の予定が無い。



リスク

知的財産を出願しないまま出展すると、権利取得の機会を失ったり、第三者に権利を先取りされる恐れがあります。権利を取得できないと、安定したビジネスを行えず、マネされた場合に対抗するための法的根拠を欠くことになります。

ポイント

出展に先立って、知的財産の出願をお忘れなく!



ポイント

出展に先立って、知的財産権の出願をお忘れなく！

権利は各国ごとに取得する必要があります

知的財産権は、登録した国でのみ有効なため、各国ごと登録を受ける必要があります。

⇒日本だけでなく、出展や進出、ニセモノ対策を検討している国ごとに出願を！

出展後は、技術・デザインについて権利をとれない？

展示会には、新たな技術やデザインを伴う新製品も多く出品されます。新開発の技術・デザインは、特許権／実用新案権／意匠権を取得して保護を受けることができます。

しかし、権利を出願しないまま、出展したり、技術を詳細に説明したカタログを会場で頒布したりして、公に知られ得る状態においてしまうと、以降は原則として権利を取得できなくなり（一部例外あり）他者が自由に使用できることになります。

⇒技術・デザインは、自らの出展により「新規性」を失う前に出願を！

展示会場でブランド名を盗まれる？

展示品に表示する企業名・商品名等は、商標権を取得して保護を受けることができます。

しかし、アジア諸国等の展示会では、日本企業が権利を出願せずに出品し、それを見た第三者によって、権利を先に盗用登録されてしまった例が報告されています。

本来権利を受けるべき「本家本元」企業であっても、第三者に取得されたブランド名を使い続けられ相手方の権利を侵害する恐れがあり、使用を中止せざるを得ません。権利無効の申立が可能ながありますが、立証の困難性や手続費用、無効が確定するまでの手間暇を考えると、自ら先取しておく方が確かでコスト安です。

⇒ブランド名は、誰よりも早く出願を！出願しても登録を受けるまでは、他者によるニセモノを排除できませんが、盗用登録を防ぐことができます。

展示品の選択には十分なご注意を

来場者が、展示会場で写真撮影やサンプル収集を行い、貴社に無断で権利取得やニセモノの製造販売を行う可能性は否定できません。

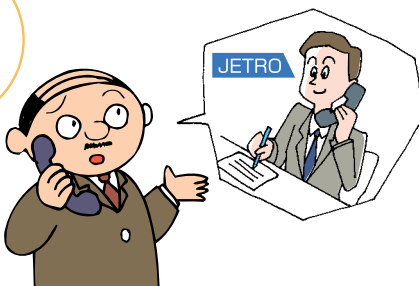
⇒被害にあった場合に対抗手段があるかどうかを考慮し、最低限の自衛策である権利の出願が済んでいない商品については、出展を見合わせるといった判断も必要です。

まさか自分が侵害者に？

展示品について、他者がすでに権利をもっている場合があります。出展する国の法制度にもよりますが、展示のみでも他者の権利の侵害行為とされる可能性があります。

⇒展示や進出の計画がある国において、関係する他者の権利がないかどうか、公報やデータベースを検索したり専門家に依頼するなどして、事前に調査を行うことをお勧めします。

ジェトロへ
ご相談
下さい。



日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課

〒107-6006 港区赤坂1-12-32 アーク森ビル私書箱528号

電話：03-3582-5198 FAX：03-3585-7289

E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

※もしくは、最寄のジェトロまで <http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/>